27道協議会:事務連絡 平成27年5月15日 (最終追加)平成27年6月19日

北海道日本型直接支払推進協議会 会員市町村担当者 様

北海道日本型直接支払推進協議会 事務局長 千 葉 正 志

#### 多面的機能支払交付金に係る活動の扱いについて

本協議会の推進運営につきましては、日頃よりご理解ご支援賜り厚くお礼申し上げます。 このことにつきましては、各種会議等において次のとおりご案内しているところですが、 要望等を踏まえ要件等を整理しましたので関係活動組織等への周知・指導をよろしくお願い いたします。

記

#### 【平成27年6月4日追加通知】

平成27年5月15日付け27道協議会事務連絡において、活動の要件等を整理しているところですが、次のとおり追加で活動の扱いを整理しました。

問1 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払)における「地域住民による直営施工」 の具体の扱いいかん。

#### (答1)

多面的機能支払は、地域共同による基礎的な保全活動と軽微な補修及び農村環境の保全のための活動を実践するために交付金の交付をするもの。

また、多面的機能の増進を図る活動は、地域ぐるみの取組の質を高め、地域の知恵や努力に基づく取組を促進・発展させる観点から支援を行うものであり、単純な施設の補修は支援対象にはならないとされている。

これらのことから、次の取組は農業者等が自ら行った場合でも「地域住民による直営施工」には該当しないので留意のこと。(次の活動を5/6の活動として実施することは構わない)

- ・重機等を活用した水路等の土砂上げ、草刈り、雑木処理
- ・補修作業(トラフ布設替え・目地詰め・法面補修・鹿柵補修など)
- ・景観形成のための施設への植栽(花壇等の整備含む)
- 外来種及び有害鳥獣の駆除
- ・学校教育と連携した伝統農法の継承

なお、「地域住民による直営施工」に該当する取組事例としては次のとおり。

- ・土木作業経験者を中心とする作業班により、測量・丁張設置・重機運転などの一連の工事 作業を関係補助事業の管理基準に照らし合わせ実施。
- ・組織内の複数のメンバーにより作業班を編成し、新たに必要となる資格を習得するととも に、専門業者等から補修技術の講習を受けるなどを行ったうえで実践活動を行う。

問2 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払)における「農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化」の具体の扱いいかん。

#### (答2)

農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化は農村特有の景観や文化を形成してきた 伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強 化に資する活動を行うものである。

このため、農村環境保全活動の伝統的施設や農法の保全・実施において、学校教育と連携し 伝統的な手法により作付け等を行う場合であっても、農村コミュニティの強化に向けた取り組 みを実施しなければ、多面的機能の増進を図る活動に該当しない。

また、農村コミュニティの強化に向けた取り組みは、伝統的施設や農法の保全・実施の一環で実施するものであることに留意のこと。

#### 【該当事例】

- ・次世代への伝統農法の継承を図ることを目的に、多くの幅広い世代の方に参加頂き水稲の手植え・はさ掛け・千歯こきによる脱穀等を実施するとともに、お年寄りから子供へはさ掛け手法の伝授のための演習や、話し合いを通じ、世代間の交流やつながりを深化。
- ・伝統的な農法により作付け・収穫を行い、発生した稲ワラを活用したしめ縄作り教室に世代 を超えて地域住民の多くが参加し、世代間の交流や地域のつながりを深化。

問3 農村環境保全活動の啓発・普及で、「学校教育等との連携」として、体験農園を通じた食育活動を実施したいが交付金の使途対象とできるか。

#### (答3)

農村環境保全活動の啓発・普及は、テーマに沿った取り組みである必要があるが、単に播種等や収穫を行う体験農園は何れのテーマの取り組みにも該当しないため、交付金の対象とすることはできない。

一方、田植えや播種等の農作業を通じ、テーマに沿って農用地・農業用排水等の働きや重要性を子供たちに教える場合は、「学校教育等との連携」の活動として、交付金の対象とすることができるが、使用した資料等の整理・保管が必要である。

「学校教育等との連携」は、学校等の課外教育等の一環として実施されるものが対象となり、小学校等と連携して、①生態系保全の「生物の生息状況の把握」で小河川の魚類や水生昆虫の生息数の調査を行う、②景観形成・生活環境保全の「伝統的施設や農法の保全・実施」で伝統的な農法により作付けから収穫までの一連の農作業を行うなどがある。

また、農業・農村が持つ多面的機能(国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な 景観の形成等)について、取組項目の視点から出前講座や現地での講義を行う場合にあって は、各テーマの啓発活動として扱うことができる。

問4 農用地への取付道路の路盤補修を行いたいが、隣接する農道は協定施設ではない。この場合、農用地の付帯施設として取付道路を位置付けて路盤補修を行うことは可能か。 なお、市町村が行う路肩法面の草刈の対象外の農道に接する取付道路である。

#### (答4)

原則、活動組織の協定対象区域内の全ての農用地・農業用施設は保全管理施設(協定施設) に位置付けて活動を実施するものであり、保全管理施設(協定施設)に位置付けていない取 付道路の路盤補修は本交付金の対象とすることはできない。 また、取付道路の路盤補修は、農地維持活動の農道の③施設の適正管理(路面の維持)で 実施するものであり、農用地の付帯施設として取付道路を位置付けることはできない。

これらのことを踏まえ、保全管理する施設(農道)の見直し等を実施されたい。

なお、平成27年5月15日付け27道協議会事務連絡の2に記載のとおり、保全管理施設 (協定施設)に位置付けた農道の「路肩・法面の草刈り」は、活動組織又は覚書きにより市 町村が行うことが必須であることから、当該活動を行わない場合、交付金の返還となる。

問5 町内会などの団体の構成員が活動に参加した場合、構成員に対する日当を団体の長な どに一括支払いすることは可能か。

可能である場合、金銭出納簿では団体に対する委託として整理すべきか。

#### (答5)

支払額の根拠資料として、当該団体からの参加者の氏名、活動時間及び日当の額などを整理したうえで、団体の長などに一括して日当を支払うことは可能。この場合は、一括して受け取った者からの領収書を徴収し保管する必要がある。

一括して支払う場合であっても、日当を集計したものであることから、金銭出納簿では委託ではなく日当の欄に記載すること。

なお、委託として扱った場合、当該団体が収益事業を行うものとして法人税等が課せられる場合があるので留意のこと。

問6 町内会などの団体が行う活動(花の植栽等)は、予算管理の観点から一定額を団体の 長に支払うこととしている。この場合の根拠資料等はどのように整理すべきか。

#### (答6)

予算管理の観点から一定額を委託として支払うと、答5に記載のとおり法人税等が課せられる場合があるので、活動の対価(日当及び資材費)の支払い上限額を設定していると認識する必要がある。

このため、答5に記載のとおり参加者の氏名、活動時間及び日当の額などの根拠資料の整理と、上限額の範囲内で実働時間による精算をする必要があることに留意のこと。

なお、団体に支払う一定額の中で、日当と資材費への支出がある場合は、必ず日当と購入・ リース費の分類に分けて整理すること。

#### 【算出例】

日当 1,000 円/時間、上限額を 50,000 円の組織の場合の算出例は次のとおり。

①延べ活動時間 60 時間 × 1,000 円/時間 = 60,000 円 ⇒ 支払額 50,000 円

②延べ活動時間 45 時間 × 1,000 円/時間 = 45,000 円 ⇒ 支払額 45,000 円

# 【補足】

日報は実働時間等を整理するものであり、活動時間を上限額に見合う時間に調整することは不適切であるため、行わないこと。

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局:水土里ネット北海道 水土里推進部

日本型直接支払支援G(田村・齋藤)

TEL 011-206-6209 FAX 011-200-5352

# 【平成27年5月15日通知】

#### 1. 活動の要件

多面的機能支払については、多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) (平成27年4月変更、北海道)に基づく活動要件を達成する必要がありますが、本道の 特性を踏まえ次のとおり農地維持支払に係る活動要件を整理しています。

なお、活動要件を満たさない場合は、原則、既に交付された交付金の返還が生じますの でご留意願います。

2. 本道における活動要件の取り扱い

要綱基本方針(別紙1)、(別紙2)の活動要件を基本としますが、農地維持支払に係る取組については次の取扱とします。

「●」は点検結果に基づき実施する取組、「○」は必須の取組、「○※」は活動が必須ではあるが、市町村等との協定(覚書含む)に基づき市町村等が実施した場合に限り●と同様に扱うことができる取組を示します。なお、「遊休農地発生防止のための保全管理」と各施設の「異常気象時の見回り、応急措置」の取組は該当事案があった場合、「○」の必須の活動となりますので留意願います。

施設	取組(活動項目)		地目	
		田	畑	草地
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	•		•
	畦畔・農用地法面等の草刈	$\circ$		•
	防風林の枝払い・下草の草刈り	•		•
	異常気象時の見回り、応急措置	•		•
水路	水路の草刈り	0*	0%	0 %
	水路の泥上げ	•		•
	異常気象時の見回り、応急措置	•		•
農道	路肩・法面の草刈り	0*	○※	0*
	異常気象時の見回り、応急措置	•		•
ため池	異常気象時の見回り、応急措置	•		•

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局:水土里ネット北海道 水土里推進部

日本型直接支払支援G(田村・齋藤)

TEL 011-206-6209 FAX 011-200-5352

# 多面的機能支払交付金に係る質疑応答(案)

番号	区分	質問	回答
	対象農用地	農地維持支払においては農振農用地区域以外の農用地を交付金の対象とできるとされているが、具体的な事例いかん。	農地維持支払においては、都道府県知事が、以下を参考として、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて定めることが可能としている。 ①生産緑地法における生産緑地地区内に存する農地 ②地方公共団体との契約、図られている農用地 ③水田の洪水貯留機能のの上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地 本道においては①と②の事案は無いものと考えているが③については、次の事案に該当する場合であって、本取り扱いを検討する場合は道的が対象農用地になる活動】・「遊休農の連携・農地の有地の対象農用地になる活動】・「遊休保全活動の強化・農地周りの共同活動の強化・農村環境保全活動の強化・農村環境保全活動の幅広い展開【自地が対象農用地にならない活動】・医療・福祉との連携・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 なお、自地農地を農地維持支払の交付対象農用地とする場合は、次の3つの条件を満たしている必要があることに留意。①河川敷地と農地の管理区分の重複がないこと(補助金の2重支払いがないこと)。②農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められること。③農地法の農地として農業委員会で認められること。

番号	区分	質問	回答
2	対象農用地	河川敷地(農振農用地区域外)を協定農用地、交付対象農用地とすることは可能か。 なお、この場合、河川管理者から補助等は受けていない。	一級河川等の河川区域内(堤外)の農地は、河川堤防で周辺農地とは分断されており、これに該当するとは想定していない。 なお、河川用地における草刈り等の管理行為は、本来、河川管理者が行うべきものである。 ただし、①従来より地域慣行の取組として、農業者が管理している。②施設管理者の了承を得た取組である。③活動組織の協定施設に隣接し一体的に活動ができる。以上の条件を満たす場合にあっては、活動組織が行うことも可能とする。
3	対象農用地	区域内の草地とデントコーンの比率も維持しながら草地更新を 行う場合、協定変更は必要ないか。	具体事案別に内容を確認する必要があることから、道協議会に事前に相談願いたい。
4	実施状況の点検・評価	制度開始から5年を一区切りの期間として、その中間年(3年目)に対象組織・市町村が、活動の達成状況を点検・評価し、必要な改善を促すこととされているが、農地・水から新制度に移行し、協定期間を従前の協定の残期間とした場合は、どうなるのか。	平成28年度を協定期間の終了年度とする対象組織について、平成26年度において、中間年に行う点検・評価を必ずしも行う必要は無いが、平成28年度に実効性のある地域資源保全管理構想を策定するため、各市町村及び組織においては、活動の自己点検・評価を行っておくことが望ましい。
5	制度の移行	農地・水を実施していた対象組織が資源向上に取り組まず、農地維持のみに取り組む移行を行った場合の遡及返還額は、農地・水の全額となるのか、あるいは、資源向上分見合いの差額となるのか。また、区域を拡大した場合も全域で資源向上に取り組む必要があるのか。	農地・水保全管理支払交付金の交付を受けて活動を実施していた対象組織(協定期間:H24~28年度)が、平成26年度の多面的機能支払への移行時に農村環境保全活動を取止めた場合、原則、全額返還となる(実施要領附則20参照)。ただし、資源向上支払交付金を受けずに自主的に資源向上活動を継続する場合は、返還は不要である。 なお、当該組織が区域の拡大を行う場合、農地維持支払と資源向上支払の対象農用地面積を同一とすることが基本となる。(農村環境保全活動については、例えば、ある集落において、複数集落が参加して合同で活動を行うことも可能であるが、この場合、全ての集落において植栽等の実施を求めるものではない。)

番号	区分	質問	回 答
6	制度の移行	協定期間を従前の協定の残期間とした場合、H24.25に行った研修を、H25移行後の研修の実績として扱えるか。	協定期間を従前の協定の残期間(H28年度末)とした場合、共同活動支援交付金において実施した研修の実績については、多面的機能支払交付金における研修の実績として取り扱うことは可能。 なお、移行前の期間内に研修を実施していない場合は、従前の協定に基づき平成28年度までに研修を行うことが必要。(要綱附則2参照)
7	対象施設	国営事業等で造成した施設で、補助事業等の対象となっておらず、国等から無償で市町村・土地改良区等に管理委託されている施設を対象としてよいか。	国等が"有償"で市町村・土地改良区等と管理委託契約を締結している場合は対象外。 国等が"無償"で市町村・土地改良区等と管理委託契約を締結しており、当該施設の維持管理活動を農業者が慣行的に行っている場合は対象とできるが、本交付金により活動組織が活動することが管理委託契約に反することも想定されるので、市町村等は国等に対し当該活動の是非について確認を行うこと。なお、行政が、自治会、サークル等の団体、学校や企業と公共エリアでの活動内容や、役割分担等を話し合い、合意書を結び維持管理作業などを実施している場合は対象外。(アドプトは対象外)
8	対象施設	活動計画書のⅢの1の②地域資源の適切な保全管理のための推進活動の"地域ぐるみで取り組む保全管理の内容"の「農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理」の共同利用施設とは何か。この共同管理施設の保全管理を活動の対象としてよいか。	実施要領別記1-4第2の2に掲げる「共同利用施設」とは、 地域で保全管理していく農用地、水路、農道、ため池等の施設で あり、これらについては本支払の支援対象となる。
9		農地維持支払の農用地の「遊休農地発生防止のための保全管理」は下線項目ではないが、必要がなければ「●」の項目として扱って良いか。また、その他の下線の無い取組項目の取り扱いいかん。	下線項目以外に次の活動項目については、点検の結果、実際の活動を行う必要が無いと判断し実践活動を行わなかった場合は、「●」とすることができる。 【農用地】 ①遊休農地発生防止のための保全管理 ②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り ※但し②の活動項目のうち、田における畦畔・農用地法面等の草刈は全ての施設を毎年度実施。 【水路】 ②水路の泥上げ 【全施設共通】 ④異常気象時の対応

番号	区分	質問	回 答
10	活動メニュー	地域が共同で管理する電牧柵を鳥獣害防護柵の補修・設置の対象活動に加えてよいか。	地域が共同で管理する場合に限り、有害鳥獣を防除するための 電牧柵等の隔障物を農地維持支払の「鳥獣害防護柵の適正管理」 に位置付け維持管理する活動を対象とする。 なお、隔障物を冬期間を前に取り外し保管する等の維持管理活 動については、上記取組の「簡易補修等」に位置付け行うもの。
11	活動メニュー	鹿を追い払うための忌避装置(防護柵又はその周辺に設置する音や光で鹿を忌避させる装置)については設置が可能か。	農用地の保全の観点から、防護柵の設置、補修等の活動を補完し効果を高める活動として、エゾシカによる踏跡により、農用地や農用地法面が浸食・崩壊するなどの施設に対する直接的な影響が多大である場合に限り、防護柵の管理と併せて忌避装置の設置を対象とすることができる。
12	活動メ ニュー	農用地、水路等の法面等の雑木処理(伐採、処分等)については、どの活動項目に該当するのか。	・法面等の雑木については、草刈作業の一環で必要に応じて行われるものであることから、農地維持支払における各施設の草刈りで実施が可能。
13	活動メニュー	ある活動組織の協定農用地内のすべての水路が、国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の対象施設となっている場合、当該水路を多面的機能支払交付金の対象施設として位置付けることはできないが、このような場合であっても、農道の維持管理や環境保全活動を実施するため、多面的機能支払交付金の交付を受けることは可能か。	地区内のすべての水路が国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)の対象施設となっている場合、これら水路を 多面的機能支払の対象施設に位置付けることはできないが、この 場合であっても、農道等の水路以外の施設を本交付金の対象施設 に位置付けた上で、農地維持活動等を実施することは可能。
14	活動メニュー	グリーンツーリズムやファームステイにより、都市住民との交流活動を実施している。 これらの活動に活動組織として取組み、交付金を使用することは可能か。	グリーンツーリズムやファームステイの取組のうち、農村環境 保全活動や多面的機能の増進を図る活動において、取組項目の趣 旨に合致するものは対象とすることが可能。 対象となる活動例として、多岐に渡るため、具体事案別に道協 議会に相談願いたい。 なお、単なる食育活動は対象外であることに留意のこと。

番号	区分	質問	回 答
15	活動メ ニュー	農村環境保全活動の「伝統的施設や農法の保全・実施」について、開拓記念碑等の保全は可能か。 また、農作物の豊穣祈願を目的としたお神楽や獅子舞等のお祭りに係る経費を多面的機能の増進を図る活動に位置付けて交付金の対象としてよいか。	開拓記念碑の保全を行う活動については、農業用施設ではないので不可。豊穣祈願を目的とした祭事に関しては、神事、宗教に関わらないものであれば可能と考える(例:伝統衣装に身をまとい田植えを行う祭りなど)
16	交付金使途	ある集落Aが中山間直接支払で購入した草刈り機等の機械について、別の集落Bが、多面的機能支払の活動に際し、集落Aから有償で借りうけることは可能か。	例えば、集落Aが中山間直接支払又は多面的機能支払より購入 した草刈機等の機械を、別の集落Bに無償貸与することは可能。 ただし、消耗品費については集落Bで負担することを可能とす る。
17	交付金使途	高齢化に伴い共同活動が困難な地域があるが、農地及び農業施設を次世代に引き継ぐことが重要と認識している。このことから、大半の活動を業者委託等により行うことは可能か?	本交付金は地域共同により農地・農業用施設を維持管理することを目的としていることから、質問の活動は望ましい姿ではない。 ただし、高齢化の進行に伴い、農地・農業用施設の維持管理作業が困難になることや大規模農家に農地が集約し全ての農地維持活動が行えないなどの背景から、作業の一部を業者等へ委託する場合があるものと考えている。 なお、この場合であっても、委託事業の成果の確認は、活動組織が必ず行うこと。
18	多面的機能 の増進を図 る活動	移行に際し、多面的機能の増進を図る活動を行うこととして、 6/6の単価の交付を受けたのち、当該年度中に5/6に変更し た場合の扱いいかん。 また、協定期間中に5/6に単価変更した場合の扱いいかん。	多面的機能の増進を図る活動を行うものとして活動計画に位置づけ、協定の途中年度で活動を取止めた場合、少なくとも、当該活動に係る交付金(1/6相当額)の遡及返還が必要。 (交付金の交付年度中に単価を変更した場合も当然返還となる。)
19	多面的機能 の増進を図 る活動	多面的機能の増進を図る活動において、地域住民による直営施行の実施に向け、必要となる資格を取得したが、結果、直営施工ができなかった場合の扱いいかん。	多面的機能の増進を図る活動のうち「地域住民の直営施工」を 行うものとして活動計画に位置付け、結果として直営施工を実施 できなかった場合、要件違反として、交付金の返還が必要。
20	多面的機能 の増進を図 る活動	地域住民による直営施行を予定しているが、毎年度施行を行わず、活動する年度を単年度で設定することは可能か。	地域住民による直営施行は、毎年度行う必要がある。 なお、直営施工の実施に向けた資格の取得、現地調査等の活動 についても、実践活動に位置付けることができる。

番号	区分	質問	回 答
21	る活動	多面的機能の増進を図る活動において、地域住民による直営施行の実施に向け、必要となる資格を取得し計画に基づき直営施行を行った。 その後、資格を取得した構成員が、その資格を利用して、農閑期にアルバイトを実施することは可能か。	本交付金を使用し取得した機材及び資格等の財産については、いかなる理由があろうとも本交付金の目的以外に使用してはならない。 目的以外に使用した場合は、取得に係る経費全額を返還する必要がある。
22	推進交付金	市町村が行う実施状況の確認事務を土地連又は対象組織から事 務委託を受けている団体(土地改良区等)に委託してよいか。	市町村が行う確認事務については、道土地改良事業連合会、JA、土地改良区等に対して委託を行うことが可能ではあるが、活動組織の構成員となっている土地改良区等に対して実施状況の確認を委託することは透明性の確保の観点から不可としている。(別記3-1第6参照)

# 多面的機能支払Q&A (未定稿)

このQ&Aは、道協議会が農林水産省より聞き取り等を行い 整理したものであり、運用の過程において追加・変更される 場合がある。

平成 27 年 7 月

# 1. 制度概要

# [中山間地域等直接支払との関係]

- 1 中山間地域等直接支払と多面的機能支払は、両方に取り組むことが可能か。可能 である場合、中山間地域等直接支払で取り組む活動と多面的機能支払で取り組む活 動は、どう仕分けるのか。
- 1 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の両方に取り組むことが可能であり、それ ぞれ交付対象農用地面積に応じた交付金が交付される。
- 2 この場合、多面的機能支払の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保 全に係る活動については、多面的機能支払により行っていただきたいと考えている。 (重複箇所における地域資源の保全管理活動については多面的機能支払により行う ことを多面的機能支払の活動計画書へ明記することが必要。)
- 3 中山間地域等直接支払の交付金については、協定に基づき個人へ配分することも可能であるが、中山間地域等直接支払の共同取組活動に充てる場合には、多面的機能支払の活動を実施した後にも、なお不足が生じた際に追加で活動を実施することや、多面的機能支払交付金を充てた活動とは別の活動(農作業用機械の共同購入等)へ充当する必要がある。
  - 2 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の両方に取り組む場合、多面的機能支払の交付金を活用して実施した農地、水路、農道等の保全活動を、中山間地域等直接 支払の農業生産活動等の活動実績とすることができるのか。
- 1 中山間地域等直接支払の協定に位置付けられている農業生産活動等の行為については、多面的機能支払の交付金を活用して実施した活動を活動実績とすることができる。
- 2 ただし、中山間地域等直接支払の多面的機能を増進する活動については、多面的機能支払の交付金を活用して実施した活動を活動実績とすることはできないため、資源向上支払(共同活動)に取り組む場合は、中山間地域等直接支払の多面的機能を増進する活動で選択している活動以外の活動を実施する必要がある。

# [環境保全型農業直接支払との関係]

3 多面的機能支払と環境保全型農業直接支払を併せて実施しようとする組織が、農地維持支払の対象農用地で環境保全型農業直接支払の地域特認として「IPMを実践する取組」(総合的病害虫・雑草管理と組み合わせた畦畔除草及び長期中干し)を実施することは可能か。

対象農用地が重複していても、多面的機能支払と環境保全型農業直接支払の双方に取り組むことは可能である。ただし、地域特認として「IPMを実践する取組」を行う場合、該当農用地における環境保全型農業直接支払の要件になっている畦畔除草等については、多面的機能支払からの支出は行わないなど、国費の2重払を避ける必要がある。

#### 「農地中間管理機構との関係]

- 4 農地中間管理機構は活動組織の構成員になれるか。
- 1 農地中間管理機構(以下「機構」という。)は、農地中間管理権を有する農用地等 の貸し付けを行うまでの間、当該農用地等の管理(当該農用地等を利用して行う農業 経営を含む。)を行うこととされていることから、機構が構成員となることが可能。
- 2 また、機構が農地の保全管理等を第3者に委託している場合でも、機構は借り受けている農用地をまだ貸し付けていないため、機構が構成員となることが可能。
  - 5 農地中間管理機構が借り受けている農用地は、交付対象農用地になるか。
- 1 機構が借り受けた農用地が、共同活動により管理される水路・農道等施設と一体となって保全される農用地であれば、当該農用地は交付対象農用地となる。
- 2 ただし、当該農用地に係る共同活動に対して、機構から委託費又は金銭が支払われる場合、国費の2重払いとなるため、交付対象外となる。
- 3 国費の2重払いが生じないよう機構が市町村と調整するものとする。

- 6 対象活動は活動量などの要件があるのか。
- 1 農地維持支払については、
- ① 活動計画書に定めた活動期間中の農業生産活動の継続(原則、活動期間は5年間)
- ② 「点検・計画策定」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用 地、施設について毎年度実施(実践活動は、点検結果に基づき実施の必要性を判断)
- ③ 「研修」は、活動期間中1回以上は実施(事務や組織運営に関する研修)
- ④ 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動を1つ以上選択し、毎年度実施
- をしていただくことになる。
- 2 資源向上支払の「地域資源の質的向上を図る共同活動」については、
  - ① 活動計画書に定めた活動期間中以上の農業生産活動の継続(原則、活動期間は5年間)
  - ②「施設の軽微な補修」のための「機能診断・計画策定」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施(実践活動は、機能診断結果に基づき実施の必要性を判断)
  - ③「農村環境保全活動」は、取り組むテーマを1テーマ以上定めた上で、そのテーマについて「計画策定」、「啓発・普及」及び「実践活動」のそれぞれの取組を毎年度実施
  - ④ 「研修」は、活動期間中1回以上は実施(機能診断・補修技術等の研修)
  - ⑤ 「多面的機能の増進を図る活動」は、地域として取り組む活動を定め、毎年度実施

をしていただくことになる。

なお、具体の扱いについては、北海道が策定した「多面的機能支払の実施に関する基本 方針(要綱基本方針)」を確認のこと。

- 7 国・都道府県・市町村の認定道路や、町並びに土地改良区が設置し管理している水路施設等は、対象となるか
- 1 農地管理者が決まっている公共的施設の管理については、管理者が行うことが前提であるが、地域の慣行として農地や地域で管理すべき水路等と一体的に管理しているものについては、対象とすることも可能としている。

- 2 また、資源向上支払の「施設の長寿命化のための活動」では、日常の管理を行っているものについて、施設の管理者や所有者が
  - ① 市町村である場合は、事業計画に位置付け、認定を受けること
  - ② 土地改良区等である場合は、「工事に関する確認書」を取り交わした後に事業計画に位置付け、認定を受けることにより、 実施できることとしている。なお、道路法上の道路として認定されているものは対象 外としている。
- 3 なお、アドプト※等で管理者から委託を受け実施しているものは対象外とする。
- ※アドプトとは、行政と地域住民団体の間で契約を結び、当該施設の管理等を行うこと。
  - 8 林地、里山の保全管理活動の農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共 同)を充当してもよいのか。
- 1活動指針に位置付ける「活動項目」としては、林地、里山の保全管理そのものを目 的とした活動は対象外である。
- 2ただし、例えば、資源向上支払(共同活動)の活動項目である「生態系の保全」の 取 組内容の「生物の生活史を考慮した適正管理」の一環として、生物の保全のために 生物の移動範囲を考慮して、林地等の共同活動を行うことは可能である。
- 3 また、農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動の活動項目の1つである「水路の草刈り」等の一環として、作物に対する病虫害発生等の影響から必要な活動として、水路周辺の林地等の共同活動を行うことも可能である。
  - 9 農地維持支払交付金のみを受けて、資源向上活動(共同活動)にも合わせて取り組む場合、活動計画書はどのように記載するべきか。また、資源向上活動(共同活動)の活動項目のうち、一部の活動項目のみを選択して実施することは可能か。
- 1 農地維持支払交付金のみを受けている活動組織が、要領第1の2の(3)に基づき 資源向上活動(共同活動)を行う場合、資源向上支払(共同活動)に係るすべての 活動項目を実施する必要はないが、活動を行う活動項目等について活動計画書に記載 する必要がある。
- 2 また、資源向上活動(共同活動)のうち施設の軽微な補修を実施する場合は、実践活動のみを行うのではなく、機能診断・計画策定に基づき実施する必要がある。
- 3 なお、複数年度にわたって施設の補修等を行う場合は、機能診断・補修技術等に係る研修を実施することが望ましい。

# 農地維持活動

# [地域資源の基礎的な保全活動]

- 10 地域資源の基礎的な保全活動の農用地の区分の「①遊休農地発生防止のための保全管理」では、耕作放棄地を農地へ戻す場合、活動期間の終期までに実施してよいのか。または、1年目に耕作可能な状態にしなければならないのか。
- 1 「遊休農地発生防止のための保全管理」は、活動期間中に遊休農地が新たに発生しないよう、毎年度、耕作可能な状態にする必要がある。
- 2 なお、既に遊休農地となっている農用地を活動計画書に位置付ける場合、その活動期間内に遊休農地を解消する必要がある。

# 11 「遊休農地等」の用語の定義いかん。

- 1 活動指針及び本資料において、「遊休農地」とは、「現に耕作に供されておらず、 耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のう ち、人力・農業用機械で農業生産が再開できない土地」であって、引き続き耕作の目 的に供されないと見込まれるものをいう。
- 2 また、現在は耕作されているものの、高齢化の進行等諸般の情勢から見て、今後遊休農地となるおそれがあるような農地は「遊休農地となるおそれのある農地」と称し、これらを併せて「遊休農地等」という(本執務参考資料においては、いわゆる「耕作放棄地」及びそのおそれのある農地と同義として取り扱う。)

# 12 鳥獣害防止のための見回り活動について、日当を支払っても良いか。

農地維持活動において、農用地に係る鳥獣害防護柵の適正管理が位置付けられており、この取組の一環として鳥獣害防止のための見回り活動を、活動組織の合意の上で作成された活動計画の基に行うものにあっては、共同活動に位置付けることができる。

13 個々の農業者が実施する活動(例えば、畦畔・農用地法面等の草刈り等)を対 象組織が実施する共同活動に位置づけてもよいのか。

- 1 地域活動指針には、地域資源の適切な保全管理のために、地域で取り組むべき活動を位置付けているものである。
- 2 このため、個々の農業者が実施する活動(例えば、畦畔・農用地の法面等の草刈り) についても、活動計画書に位置付け、対象組織の構成員の合意の上で行うものであれば、共同活動として交付金の対象とすることが可能である。
  - 14 農村公園、公民館等の農村コミュニティ施設の保全管理活動に農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を充当してもよいのか。
- 1 活動指針に位置付ける「活動項目」としては、農村公園、公民館等の清掃活動そのものは対象外である。
- 2 ただし、例えば、農用地、開水路、農道等と一体となって農村景観を構成しており、 かつ、これらの資源に対する活動と一体となって行うことが適切と判断される場合は 本支払の対象となり得る。
- 3 また、農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動の活動項目の1つである「畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り」等の一環として、作物に対する病虫害発生の影響を考慮して、農用地周辺の農村公園等の共同活動を行うことは可能である。

# [地域資源の適切な保全管理のための推進活動]

- 15 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の「構造変化に対応した体制の拡充・強化」とは具体的に何か。
- 1 過疎化・人口減少が進む農村地域において、地域ぐるみの共同活動の実施が困難となってきている。また、今後、構造政策の推進により担い手への農地集積が拡大すると、さらに共同活動が困難となり、地域資源の維持管理の担い手への負担が増加する。
- 2 このため、体制の拡充・強化として、担い手を中心とした地域内の役割分担・協力 体制を明確にして水路・農道等の管理を地域で支える体制の構築や、将来にわたって 持続可能な保全管理体制に向けた地域外の人材の確保や連携の取組等を実施していた だくものである。

# 16 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に関する具体的な取組内容いかん。

- 1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、農地集積の加速化等農村の構造変化に対応して、地域の実情を踏まえ、今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容として、
  - ① 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
  - ② 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
  - ③ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理

などを決めていただき、その上で、これを推進していくための活動として、その「取組方向」と「取組内容」を定め、実践していただくこととしている。

- 2 具体的には、「取組方向」としては、
  - ① 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
  - ② 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
  - ③ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 などを設定していただき、そのための「取組内容」として、
  - ① 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
  - ② 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
  - ③ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
  - ④ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 などを実践していただくこととしている。
- 3 これらの活動を通じて、地域資源の保全管理の体制の拡充・強化を行っていただく とともに、原則5年間の活動期間終了時に「地域資源保全管理構想」として、目指す べき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策等をとりまとめていただく こととしている。
  - 17 地域資源保全管理構想とはどのようなものか。また、いつまでに作成しなければいけないのか。
- 1 「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っていただき、構想としてまとめていただくものである。
- 2 その際、水田フル活用ビジョンや人・農地プランでまとめられた農業振興や担い手 の育成・確保の方向を踏まえて、地域ぐるみで農地や水路等をどのように守っていく のか、話し合いを深めていただきたいと考えている。

- 3 具体的には、「地域資源の保全管理のための推進活動」の実践を通じて、5年間の 活動期間の最終年に、今後の目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活 動・方策をとりまとめていただくこととしている。
- 4 「地域資源保全管理構想」の具体的な記載内容としては、
  - ① 地域で保全していく農用地及び施設(対象とする範囲、数量、位置)
  - ② 地域の共同活動で行う保全管理活動(対象とする活動の内容)
  - ③ 地域の共同活動の実施体制(組織の構成員、意思決定方法、構成員の役割分担)
  - ④ 地域農業の担い手農家の育成・確保(担い手、農地集積の現状及び目標)
  - ⑤ 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策 (今後、5ヶ年間程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策)

といった内容を記載していただくこととしている。

# 3. 資源向上活動(共同活動)

# [施設の軽微な補修]

- 1 8 「農地維持支払」では施設の「点検」、「資源向上支払」では「機能診断」が活動項目に位置づけられているが、両支払に取り組む場合は機能診断結果を点検結果として使用可能か。それとも、また別に点検を実施する必要があるのか。
- 1 「農地維持支払」における「点検」は、施設の能力を低下させる状況が発生しないように、水路の泥の堆積状況やゴミの投棄状況を確認・記録するなどの活動を行うものであり、「資源向上支払」における「機能診断」は、施設の管理・補修計画を立てるために行う、破損・老朽化の進行度合いの把握・記録などの活動を行うものである。
- 2 「農地維持支払」と「資源向上支払」の双方に取り組む場合には、「点検」と「機 能診断」それぞれの活動の目的を踏まえつつ併せて行うなど、効率的な実施を図って いただきたいと考えている。
  - 19 点検及び機能診断の結果判明した劣化箇所等は、すべて活動組織等で対応しなければならないのか。特に、抜本的対策を必要とするものや多大な経費を必要とするものはどうするのか。
- 1 活動組織等は、点検及び機能診断を行い、劣化した簡所等を特定することとなるが、

その中で活動組織等の技術力、交付された交付金額を大きく超えるような対策については、活動組織等が必ずしも実施する必要はない。

2 しかしながら、活動組織等の技術力、交付された交付金額を超えるような劣化箇所 等が判明した場合においても、点検及び機能診断を実施した活動組織等がその結果を 市町村等の行政機関に伝えるなどして、地域全体として施設の長寿命化が実現できる ように努めることが必要である。

# 20 暗渠排水の更新等は資源向上支払(共同活動)の対象となるか。

- 1 暗渠施設は農作業の環境を改善し農業機械の作業効率を向上させるなど、生産性の 向上を目的とした施設であるため、資源向上支払(共同活動)では、既存施設の維持 保全に資する暗渠の清掃のみを対象とし、原則、改修及び新設(路線の追加)は対象 とはならない。
- 2 ただし、清掃中に破損箇所が確認された場合、その補修の内容が点的で軽微なものであり、「暗渠施設への高圧水等による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと」という暗渠施設の清掃活動の範囲を超えないものと判断できるのであれば、交付金の対象とすることは可能である。
- 3 なお、資源向上支払(長寿命化)では、都道府県が策定する地域活動指針「施設の 長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針」の中で、農地に係る施設 として位置付ければ、水路等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、農地の生 産機能を維持するために必要となる暗渠排水施設の補修、更新、新設を、集落の合意 に基づき実施できることとしている。

## [農村環境保全活動]

# 21 揚水機場等の運転経費を支払うことは可能か。

- 1 多面的機能支払は、多面的機能を支える共同活動や地域資源の質的向上を図る共同活動に対して交付金を交付するものであり、営農に必要な、恒常的に掛かる農業水利施設の運転経費に充てることは適切ではない。
- 2 ただし、多面的機能の増進を図る活動や農村環境保全活動として地区外への流出 負荷軽減等のための循環かんがい実施にあたって必要となる揚水機の運転経費に充 てることは可能である。

- 2 2 農村環境保全活動の「地域資源の活用・資源循環のための活動」において、 有機性資源のたい肥化の活動を行う場合、たい肥化した後の活動(例えば、ほ場 への 施用)も対象に含まれるのか。
- 1 活動指針の農村環境保全活動に位置付ける活動項目は、生ゴミや汚泥等を収集し、 たい肥を製造するまでの地域共同の活動が該当する。
- 2 一方、ほ場への施用は営農の範疇となる活動であり、対象外としている。
- 23 資源循環を推進するため、稲わらや籾殻等をほ場から搬出し、たい肥化を図る活動について、資源向上支払交付金(共同)を充当してもよいのか。
- 1 稲わらや籾殻等のたい肥化を図ることは、農村で発生する有機性資源の有効利用 に資する活動であることから、農村環境保全活動の「地域資源の活用・資源循環のた めの活動」の活動項目で行うことが可能である。
- 2 ただし、自らの農地の施肥を目的にたい肥化を図るなど、営農活動の範疇となる活動は対象外としている。
- 3 なお、稲わらや籾殻等をほ場から搬出し、たい肥化を図ることは、活動指針の「有機性資源のたい肥化」の活動の説明文の「家庭からの生ゴミ等を収集し・・・」の「等」に含まれると考えられるので、特段、地域活動指針を変更する必要はない。
- 24 景観形成を目的に植栽した菜の花から得た菜種を有効利用するために、BDF (バイオディーゼル燃料)の製造工場へ提供してもよいか。
- 1 景観形成を目的に植栽した菜の花から得た菜種をBDFの製造工場へ提供することは問題ない。ただし、有償で提供する場合は、その収益を全額活動組織の会計に繰り入れ、多面的機能支払に係る共同作業の実施にのみ支出しなければならない。
- 2 なお、有償で提供した場合は収益事業と見なされ、別途課税の対象とされる可能性がある。
- 3 また、伝統的農法の実践や景観形成など地域活動指針に列挙されている活動に該当 しない生産のみを目的とした活動(営農活動)については、支援対象にならない。

# [多面的機能の増進を図る活動]

# 25 多面的機能の増進を図る活動とは具体的に何か。

- 1 地域資源の質的向上を図る共同活動のうち、地域ぐるみの取組の質を高め、地域の知恵や努力に基づく取組を促進・発展させる観点から、支援を拡充したものである。
- 2 本道における具体的な取組内容は、別途整理する「多面的機能の増進を図る活動の 考え方(案)」を参照のこと。

# 26 「多面的機能の増進を図る活動」には、具体的にどのような活動が該当するのか。

- 1「多面的機能の増進を図る活動」は、地域の創意工夫に基づく活動であるため、該当する活動は、地域の実情によって様々であると考えている。
- 2 このため、該当する具体的な活動については、地域資源の適切な保全管理を推進することにより多面的機能の維持・発揮を図るという制度趣旨を鑑みた上で、要綱・要領の規定に基づき個別に判断し、地域の知恵や努力に基づく取組の促進・発展を図っていただきたい。
- 3 なお、制度設計にあたって参考とした各地の活動事例は以下のとおりであるが、今後各地の活用事例の更なる収集・整理を進め、全国に紹介していく予定である。

	活動事例	活動項目	
小学生による野菜栽培体験学習	遊休農地の保全・解消のため、①景観植物の栽培、②町内児童・ 父兄の収穫体験や小学生の栽培学習、③地域住民との協働農業活動、 ④新規営農者への斡旋(野菜栽培:6ha)等、多様な取組を展開。 (S県H市 〇町環境みどり会)	遊休農地の有効活用	<b>1</b>
小学生による黒砂糖づくり体験	遊休農地を利用し、昭和中頃に途絶えたサトウキビ、黒砂糖づくりを復活。小学生への砂糖にまつわる地域の歴史学習や体験学習、地域の製菓業・加工業等との加工・販売に向けた取組を展開。 (W県S市 T区環境保全活動組織)	<b>亚</b> 体展	D.
蕨の伐拝等 による 紙衝帯の設置	熊やアライグマ等の害獣から、農作物、地域の生活環境を守るため、農地周りのヤブの伐採、害獣の忌避剤の設置、害獣の繁殖場となる空き家の見回り、害獣の捕獲等を実施。  (H県A市 Y環境保全グループ)	農地周りの共同活動	
侵入竹の伐採	農地への竹害を防止するため、地域外のボランティアを含め侵入 竹林の伐採、竹の子狩りのイベントを実施。竹害を防止する活動へ の参加者や伐採する範囲が徐々に拡大。 (K県O市 U環境保全会)	の強化	(2)

	活動項目	活動事例	
3	地域住民による直営	旧町全域12地区を対象とした組織のうち8地区に、土木作業経験者を中心とする作業班を編成。重機を所有する班や左官作業が中心の班等、各班の特性を活かし集落を越えて活動。 (S県H市 Y町農地・水・環境保全管理協定)	直営施工による水路補作
(3)	施工	各集落の共同活動を支援する「水土里サポート隊」を結成。各集落及び土地改良区からメンバーを選出し、農業用施設の補修技術を専門業者等から習得し、共同活動の場で地域住民に普及。 (M県T町 T地域資源保全・活用協議会)	水土里サポート降 専門業者の 技術指導
•	B+10	大雨時に水田の排水口の堰板を10cm上げる等の取組を地域全体で実施。降雨時の排水路の急激な水位上昇が緩和され、地域内に多く作付けされている転作大豆の冠水被害が大幅に軽減。 (N県T市 S農地・水・環境保全組織)	水田の排水口部での実施方法の一 大両の際は、この 扱いあさまである。 現代の表は、この 様があるまである。
<b>4</b>	防災・減災力の強化	下流河川での浸水被害を軽減するため、台風等の大雨が予想されるときには予めため池の水位を下げる取組を実施。 (日県I町 Iため池協議会)	ため市 左め市 本前放送 本前放送 本前放送

	活 動 事 例	活動項目	
水田魚道 環境学習	集落営農組織やNPOとも連携し、水質保全のための水田からの 濁水防止や節水管理、景観形成作物の栽培、水田への魚道の設置、 子ども達の環境学習等、多様な主体の参画による活動を展開。 (S県O市 Sの会)	農村環境保全活動の	Ø.
水路への 竹炭の設置 が推図児と コスモス園	炭焼窯の製作等から行った竹炭を用いた集落内水路の水質浄化、 休耕田への景観作物等の植栽による景観形成等を実施。 (S県S市 Mの会)	⑤ 幅広い展開	
前作9作業 ジャガイモ級 とうへルだ	農業への関心を高める取組として、障がい者特別支援高等学校と連携し、生徒の職業訓練として地域の農業者が使用する苗作り作業や、ジャガイモの袋詰め・ラベル貼り作業等を実施。 (〇県K町 K協議会)	医療・福祉との連携	

	活動項目	活動事例	
	農村文化の伝承を通	昭和30年代まで水車が20数台あり、水車の里として知られていたが数台まで減少。これらを次世代に引き継ぐため、水車の新たな製作や補修を行う等、住民参加により農村特有の景観を保全。  (T県K市 N環境保全会)	水車の保全
<ul><li>⑦ じた農村コミティの強化</li></ul>		市外、県外の子供達と地元の老人会や子供会を交えた田植え交流会を開催。地域の伝統芸能である「花田植え」の供宴も行い、その練習や話合いを通じ、世代間の交流や地域のつながり深化。 (H県S市 A農地・水・環境を守る会)	田植え交流会での田植え唄
	地域の特性や課題(こ	指定湖沼の水質保全を図るための水田からの濁水流出抑制対策、 海域の環境保全を図るための畑からの表土流出防止対策等の活動。 (S県、O県)	期沿への代 の海水の 上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
8	応じて特に促進が求 められる活動	乾燥化の進む湿原の再生を図るための草地からの土砂流入抑制対 策等の活動。 (H県)	草地からの排水路 に設置した 法を池の土砂上げ

- 27 「多面的機能の増進を図る活動」における、「農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化」には、具体的にどのような活動が該当するのか。
- 1 該当する活動は、地域の実情によって様々であると考えるが、例えば、「地域の伝統芸能である「花田植え」の供宴を行い、その練習や話合いを通じ、世代間の交流やつながりを深化」する活動等が該当する。
- 2 一般的には、農業に関連し、コミュニティ強化につながる地域の伝統的行事を支援対象とすることが可能であるが、政教分離の観点や国民の税金による交付金であることに十分留意が必要である。
  - 28 資源向上支払(共同活動)の多面的機能の増進を図る活動と農村環境保全活動の関連はどのようになるのか。

多面的機能の増進を図る活動の活動内容が、同種の農村環境保全活動を包含した内容となる場合、農村環境保全活動を実施したこととなる。

例:多面的機能の増進を図る活動において、「防災・減災力の強化」として「田んぼダム」を行った場合、農村環境保全活動の「水田の貯留機能向上活動」を実施したとみなすことができる。

# 4. 資源向上活動(長寿命化)

- 29 1年目・2年目は、U字溝の製品のみを購入し、3年目より水路更新の施工を するような実施計画は認められるか。
- 1 1年目に調査設計業務や資材を購入し、2年目に工事を実施するなど、複数年にまたがった工事の実施は可能である。
- 2 なお、工事の着手について、 $1 \sim 2$ 年目に資材を購入し、3年目から施工する計画の場合、長期間の在庫管理が必要となること、施設の長寿命化の効果発現が遅れることなどから、できる限り早期に、工事に着手することが望ましい。
  - 30 資源向上支払(共同活動)においては、施設を補修するに当たり機能診断が必須とされているが、資源向上支払(長寿命化)において新たに取り組む施設については、機能診断が必要か。また、この機能診断にかかる費用は資源向上支払(長寿命化)の支援対象としてもよいか。

資源向上支払(長寿命化)は、施設の劣化状況等を踏まえ、計画的に補修等を実施するものであり、あらかじめ機能診断を行っておくことが重要である。なお、事業計画の認定後(交付決定後)に、施設の補修・更新のために必要となる詳細な診断と設計等を行うことについては資源向上支払(長寿命化)の支援の対象となる。

- 3 1 資源向上支払(長寿命化)には、必ず水路を対象施設に位置づけなければならないのか。例えば農道の舗装のみでもよいのか。
- 1 活動組織(集落)が管理する水路がない場合は、農道、ため池のみを活動計画に 位 置付けて、資源向上支払(長寿命化)を実施することが可能である。
- 2 なお、活動組織(集落)が管理する水路がある場合は、まず、水路を対象施設に 位 置付けることが必要である。
- 3 ただし、2の場合であっても、水路において施設の長寿命化のための活動を行う 必要がないと判断できる場合については、水路以外の施設(農道、ため池)のみを 対象として施設の長寿命化のための活動を実施することは可能である。(水路にお いて施設の長寿命化の取組を行う必要性については、資源向上支払(共同活動)に おける機能診断結果等を踏まえて判断することが必要。)

32 施設の長寿命化のための活動では、比較的大規模な請負工事が考えられるが、 集落が金銭的負担をすることの合意形成ができれば、交付金以上の工事が実施できるか。また、その金額に上限はあるのか。

集落が金銭負担することにより、交付金以上の取組を実施することは可能である。なお、集落が管理する水路、農道等の補修・更新等に関する集落の金銭負担については、集落の構成員の活動への参加の状況や、地域における行政と集落との間の費用負担に関するこれまでの慣行などを踏まえて、地域で決定していただきたい。

- 33 延長の長い水路の補修を行う場合、区間や工事費等が明確に区分されていれば、同一路線であっても資源向上支払(共同活動)と資源向上支払(長寿命化)の両方での取組が可能か。
- 1 資源向上支払(共同活動)と資源向上支払(長寿命化)の両方で取組が可能である。
- 2 ただし、活動の場所、経費等を明確に区分することが必要である。

# 5. 地域資源保全プラン

3 4 地域資源保全プランの策定に取り組む場合は、必ず水利用計画の策定を行わな け ればならないのか。

水利用計画の策定は地域の必要性に応じて行えばよい。

3 5 地域資源保全プランの機能保全対策の内容や実施時期(予定)、資金計画(事前 積立、施設保険)について、プランの策定後は記載した事項を必ず実施しなければ、 交付金の返還になってしまうのか。

地域資源保全プランについては、策定後、地域における施設の保全管理や長寿命化に活用いただきたいが、状況の変化などに応じて、施工の時期や内容が策定したプランと異なっていたとしても交付金(50万円)の返還を求めるものではない。

- 36 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、又は資源向上支払交付金(長寿命化)を地域資源保全プラン策定のための費用に充当することは可能か。
- 1 原則充当することはできないが、資源向上支払(共同活動)において「機能診断」 を実施することとなっていることから、地域資源保全プランの策定の際の「機能診断」 に限っては資源向上支払(共同活動)の充当を可能とする。
- 2 なお、作成年度の実施状況の報告期日までに地域資源保全プラン又はその写しを 市 町村に提出することができるのであれば、あらかじめ地域資源保全プランの策定 のための支援を受けることは可能。(この場合、実施状況の報告期日までに地域資 源保全プラン又はその写しが提出されない場合、当該支援に係る交付金の返還が必 要となる。)
- 37 地域資源保全プランの策定に係る支援(50万円)、及び組織の広域化・体制強化に係る支援(40万円)について、それぞれの目的に使用し、残金が発生した場合は返還となるのか。

要領第2の2の(10)に基づき、活動計画に定めている地域資源保全プランの策定、 広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を実施しても残額が生じた 場合には、農地維持活動又は資源向上活動(共同活動又は長寿命化)に活用することが できる。

# 6. 組織の広域化・体制強化

# [組織の広域化]

38 市町村の予算措置が遅れることから、ある年度に設立した広域活動組織の設立への支援40万円を、翌年度に交付することは可能か。

可能である。

39 既に広域で取り組んでいる地区も支援の対象になるのか。

既に広域で取り組んでいる地区も広域活動組織を設立するために、構成員間の協定 の締結、運営委員会の設置等の手続きを行う必要があることから、支援の対象となる。

#### [組織のNPO化]

- 40 NP0 法人化する場合、その NP0 法人の活動内容は多面的機能支払に係る活動の みに限定されるのか。他の活動を行ってもよいのか。
- 1 対象活動組織の NPO 法人化の目的は、将来にわたって、共同活動を行っていくために、組織の体制をより確固たるものにすることであり、多面的機能支払交付金の要件を満たしていれば、NPO 法人の業務に関し制限を設けない。
- 2 なお、多面的機能支払交付金を他の活動に使用することがないよう、運営資金 (事務経費など)を含め経理を明確化しておく必要がある。
  - 4.1 NPO 法人化への支援は、どのような要件を満たすことが必要か。
- 1 活動組織の NPO 法人化への支援は、以下の要件を満たすものとする。
  - ① 活動組織の構成員が当該 NPO 法人において議決権を有する会員となること。
  - ② 活動組織の規約に位置付けられている役員の役割が、当該 NPO 法人の役員に引き継がれていること。
  - ③ 活動組織の規約で定めるべき事項が当該 NPO 法人の定款で定められること。

# 7. 交付対象組織

# [共通]

# 42 農地維持支払と資源向上支払の認定農用地が異なってもよいか。

農地維持支払と資源向上支払は一体的に取り組むものであるため、両方に取り組む地区においては、農地維持支払と資源向上支払の認定農用地は、基本的に同じとなる。

# 43 対象組織は、総会及び総会による議決を必ず行わなければならないのか。

- 1 公金の交付を受ける団体として意思決定等を適切に行うためには、総会や議決について取り決め、実施することが必要である。
- 2 また、総会への構成員の出席については、委任状をもって代えることもできる。
- 3 なお、総会での決定事項については、すべての構成員に周知することが必要である。

# 44 活動組織の設立面積要件(上限、下限面積等)はあるのか。

- 1 上限、下限といった面積要件はないが、活動組織は、地域の共同活動を通じ、地域資源(農地、水路、農道等)の保全管理等を図ることを目的に設立する組織なので、自ずと一集落の区域以上といったまとまりのある広がりを有することとなると想定している。
- 2一定のまとまりのある農地や水路、農道等の保全管理を行う組織として、集落単位、 水系単位、ほ場整備事業実施区域単位等、地域の実情に応じてまとまりやすい形で 組織を作っていただきたいと考えている。

# 45 広域活動組織のメリットいかん。

- 1 広域活動組織は、広域で活動に取り組むため、まとまった額の交付金が得られ、 地区内の優先順位付けに従い、広範な活動に取り組むことが可能である。
- 2 また、広域活動組織は、複数の集落(活動組織)の申請・報告書類等の作成事務を一本化して実施することから、申請事務等に係る集落の負担が軽減される。

- 3 さらに、広域活動組織は、施設のリスク管理と機能保全等のための全体構想 (地域資源保全プラン)の策定、農地の区画拡大・汎用化等の細やかな整備、小 水力発電等の農村地域資源を有効活用する取組等に対する支援の活用も可能と なる。
- (参考) 広域活動組織が実施主体となることができる事業
  - ○農業基盤整備促進事業
  - ○小水力等再生可能エネルギー導入推進事業
  - ○都市農村共生·対流総合対策交付金

# 46 広域活動組織に参加する各集落の活動の要件いかん。

- 1 広域活動組織の協定区域内の地域資源の適切な保全管理のため、農地維持支払における地域資源の基礎的な保全活動及び資源向上支払(共同活動)における施設の軽微な補修については、広域協定に参加する全集落で「点検」、「機能診断」と「実践活動」を実施する必要がある。なお、「計画策定」と「研修」については組織として一本化した計画策定や代表者のみの受講を可能とする。
- 2 また、資源向上支払(共同活動)における農村環境保全活動については、広域協定を締結した集落の参加を得て「実践活動」を一項目以上実施することとする。 なお、「計画策定」と「啓発・普及」については組織として一本化して実施することも可能である。

(農村環境保全活動の実践活動は、全ての集落に活動実施場所を設けることは求めないが、全ての集落から活動への参加を得ることが望ましい。)

# 8. 対象農用地

# [交付対象となる農用地]

#### 47 市街化区域内農用地や農振白地農用地は対象となるのか。

1 農地維持支払の対象農用地は、水路・農道等の施設と一体となって保全が図られる一団の農用地であって、農振農用地区域内の農用地及びその他地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地とし、市街化区域内農用地や農振白地農用地についても、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から特に必要と認めた場合にあっては、交付対象とすることとしている。

その際、具体的な要件は、国の定める要件を参考として、都道府県の要綱基本方針において、地域の特性に応じて定めていただくこととなる。

- 2 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域内の農用地を交付対象とすることとしている。
  - 48 農地維持支払の対象農用地として、「地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」は、どのように定めるのか。
- 1 農地維持支払において交付金の対象とする多面的機能の発揮の観点から必要と認める農振農用地区域内農用地以外のその他の農用地については、以下の農用地の考え方を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県が市町村と協議の上、定める要綱基本方針において交付金の対象とする農用地の考え方を定めることとしている。
  - ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法に基づく生産緑地
  - ② 地方公共団体との契約、条例等により多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地
  - ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
- 2 このような交付金の対象とする農用地の考え方に基づき、各地域において、活動組織が市町村から事業計画の認定を受ける際に、具体的な対象農用地を決めていただくことになる。

- 49 農地維持支払の農振農用地以外の対象農用地として、「多面的機能の発揮を図る ための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地」とは、 具体的にどのような農用地が該当するのか。
- 1 地域の共同活動のあり方は、地域の実情によって様々であり、多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地についても、様々な形があり得ると考えているが、例えば、洪水時における水田の貯留機能を向上させる活動に、農振農用地と一体的に取り組み、その機能の発揮を促進している農用地等が該当する。
- 2 農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏ま え、個別に判断する必要があり、農振農用地区域と一体的に取り組むことによって 発現する具体的な効果が明確となることが必要である。
- 3 なお、今後各地の活用事例の更なる収集・整理を進め、全国に紹介していく予定である。

# 50 ほ場整備等を実施中の農用地は交付対象になるのか。

交付対象とすることができる。この場合、認定の対象となる農用地及び施設において、農地維持活動や資源向上活動を実施することが可能な範囲で、その活動を実施する必要がある。

# 51 対象農用地の地目の判断は何によるのか。

対象農用地の地目の判断は、要領第1の1の(1)の規定のほか、共同活動の実態や、農地・水路等の地域資源の状況、上下流の土地利用状況等を踏まえ、地域資源の現況から総合的に判断するものとする。

- 52 要領第1の1の(1)のアにおいて、「田」は、畦畔を有することが条件となっているが、転作により畦畔が一時的に除去されている田の場合、登記簿の地目が「田」であっても、本支払における地目の扱いは「畑」になるのか。
- 1 原則として、湛水するための畦畔が除去されている場合は、「田」とはならない。
- 2 なお、地目の判断を行う場合は、登記簿上の地目ではなく、地域資源の現況から総合的に判断するものとする。

- 53 水田においてブロックローテーション等で転作する場合、地目はどのように判断するのか。
- 1 対象農用地の地目の判断は、現地の農用地の状況を踏まえて判断することが必要であるが、要領第1の1の(1)の規定に基づき、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有しており、今後も田としての使用が見込まれる場合は、一般的に「田」として地目を判断することが妥当である。
- 2 また、畑作物が作付けされ、例えば、水路の維持管理がなされず、かんがい機能がなくなっている場合は、「畑」に該当する。
  - 54 作付けの都合により1年から2年の間に限り牧草地にデントコーンを栽培する場合、畑とするのか。
- 1 牧草専用地とは、農用地のうち牧草の栽培を専用とするものであって、播種後経過年数(概ね7年未満)と牧草の生産力から判断して、耕作の目的に供される土地としてみなしうる程度のものである。
- 2 このため、牧草地に、作付けの都合により1年から2年の間に限りデントコーンを 栽培するのであれば、その農用地は牧草専用地(草地)となる。

# [対象農用地面積の測定方法]

- 5.5 対象農用地面積の算定に当たって、どこまで法面を含めてもよいのか。
- 1 法面面積については、農用地の維持に必要なものまでを含め、現況から判断することを原則とする。(作物統計調査要領(農業振興地域整備計画管理状況調査・農林業センサス調査と同様))
- 2 また、法面面積については、斜面面積ではなく、水平面積をその算定面積とする。
  - 5 6 地籍図等がなく、図測により対象農用地面積を算定する場合、どのようにするのか。
  - 1 図測により対象農用地面積を算定する場合、基本的にはプラニメーターを使用し、 求積を行うものとする。
  - 2 この求積に当たっては、筆ごとに求積する必要はなく、例えば、水路・農道が含まれていないほ区単位で求積することでも問題はない。

- 3 さらに、例えば、求積するブロックの中に水路・農道等が含まれていても、求積 するブロック全体の面積から水路・ 農道等の面積を差し引きして算定することも 可能である。
  - 57 要領別記1-1の3に「2により難い場合であって、かつ、合理的な理由がある 場合」とあるが、具体的にはどのような場合か。
- 1 「2によりがたい場合」とは、例えば、地域が本交付金による取組への意欲が高く、また、当該地域が本交付金による取組の必要性も高いものの、
  - ① 地籍図等がない、又はあっても作成された時期が古く現状との差が大きく利 用が困難
  - ② 1/2,500 程度以上(又は 1/5,000 程度以上)の縮尺の図面がない、又は、あっても作成された時期が古く現状との差が大きく利用が困難
  - ③ 実測に当たり多額の費用及び長期間を要する などが想定される。
- 2 なお、このような場合の具体の扱いについては、協議会で考え方を整理しているので相談されたい。
- 58 ほ場整備事業実施中の地区において、換地が確定していない場合、対象農用地面 積は一時利用地設定面積を基に算出してよいのか。また、一時利用設定面積がない場 合は、従前の面積で申請してよいか。
- 1 活動計画策定時に一時利用地が指定されている場合は、換地が確定するまでは一時利用地設定面積を基に算出するものとする。
- 2 また、一時利用地が指定されていない場合は従前の面積で申請しても構わない。

# 「遊休農地の取扱い]

- 59 遊休農地等を活動計画書に位置付けて対象農用地としてもよいのか。
- 1 遊休農地等を活動計画書に位置付けて対象農用地とすることは可能である。
- 2 ただし、その場合は、当該遊休農地等も含めて活動計画書に位置付けた各活動(例 えば実践活動の「遊休農地発生防止のための保全管理」「畦畔・農用地法面の草刈り」) を行い、活動期間内に遊休農地を解消する必要がある。

# 9. 事業計画認定・活動計画

60 多面的機能支払の事業計画における活動期間は何年となるか。

事業計画における活動計画は、原則として5年間とする。

(農地・水保全管理支払から移行した場合や平成 26 年度に協定を締結した場合は、その残期間とすることも可能。)

6 1 平成 26 年度から多面的機能支払に取り組んでいる地域が、法制化に伴い日本型直接支払の3支払に取り組もうとする場合、それぞれ活動期間は多面的機能支払(1号事業)は4年間、中山間地域等直接支払(2号事業)及び環境保全型農業直接支払(3号事業)は5年間となるが、多面的機能支払の活動期間を中山間地域直接支払等の活動期間と併せることは可能か。

多面的機能支払の活動期間を、平成27年度からの中山間地域等直接支払等と合わせて平成31年度まで延長することが可能である。ただしその際、事業計画の変更を行うこととなる。

# 10. 交付申請

# [交付単価]

- 62 資源向上支払(共同活動)では、農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等に 75%単価が適用されるのはなぜか。
- 1 これまでの農地・水保全管理支払の「共同活動支援交付金」においては、取組を 5年以上継続している地区については、地域住民を含めた農村環境保全活動など、 当該支払の導入に併せて地域が新たに取り組んだ活動が定着し、より効率的な取組 が可能と考えられることから、基本単価の75%を交付単価としている。
- 2 また、「資源向上支払」の「施設の長寿命化のための活動」に併せて取り組む場合も、施設の適正管理のための補修と一体的に実施することにより、軽微な補修等に単独で取り組む場合よりも効率的になることから、基本単価の75%単価としている。

- 3 資源向上支払は、これまでの農地・水保全管理支払を組替え・名称変更するものであることから、同様の考え方を適用するものである。
  - 4 なお、農地維持支払で支援する対象活動は基礎的な保全活動であり、活動が定着しても、それに要する時間が低減するような性格のものではないことから、75%単価は適用しないこととしている。

### 63 継続地区の75%単価を適用するのは、いつからなのか。

これまでの農地・水保全管理支払の取組期間も含め、取組開始後5年以上が経過した場合に資源向上支払(共同活動)に75%単価を適用する。

#### 64 具体的な算定例いかん。

- 1 例えば農地維持支払に係る交付金は、基本単価の地区の場合、対象農用地の地目 別面積 (a 単位)に、下表の地目別交付単価② (10a 当たりの単価) を乗じて算出す る。
- 2 なお、農地維持支払交付金のうち国費は、対象農用地の地目別面積(a 単位)に、下表の地目別交付単価①(10a 当たりの単価)を乗じて算出する。(対象農用地面積の端数処理については、小数第一位切り捨てで対応することとする。)

		①農地維持支払交付金の	②①のうち国の助成
地 目	区 分	10アール当たりの交付単価	
田	北海道	2, 300円	1, 150円
畑	北海道	1,000円	500円
草 地	北海道	130円	6 5円

#### (参考例)

活動組織において、次の対象農用地面積が計上されている場合の農地維持支払に係る交付金交付額算定方法

対象農用地面積 10,000a (田:5,000.4a、畑:4,999.6a)

(1) 対象農用地面積の端数処理

田:  $5,000.4a \rightarrow 5,000a$  (小数第一位切り捨て) 畑:  $4,999.6a \rightarrow 4,999a$  (小数第一位切り捨て)

### (2)農地維持支払に係る交付金の算出

田:  $5,000a \times 2,300$  円/10a=1,150,000 円

畑:4,999a×1,000円/10a=499,900円

計:1,649,900円

#### [その他]

- 65 事業計画に添付する「活動計画書」の作成について、交付金を充ててもよいのか。
- 1 事業計画に添付する「活動計画書」については、事業計画の認定申請に係る、要件 をクリアしているかどうかを判断するための書類(申請書類の添付書類)であること から、その作成に対して交付金を充てることはできない。
- 2 一方、「年度活動計画の策定」等については、交付金を充当しても構わない。
  - 66 事業計画の認定申請時に必要な対象農用地面積等の面積の把握について、交付金を充ててもよいのか。
- 1 対象農用地面積等の面積の把握については、認定申請に係る申請書類の一部であることから、交付金を充てることはできない。
- 2 なお、認定を受けた後、面積の移動等が生じた場合の面積の把握に交付金を充てることは可能。
  - 67 市町村から活動組織に対して、交付金を支払うに当たり、国費の支払と地方公共 団体分の支払時期がずれてもよいのか。
- 1 平成27年度からは、交付ルートが国→都道府県→市町村となり、交付金は、市町村から活動組織に対し、交付される。
- 2 交付金の交付決定後に、市町村負担分を先行して活動組織に交付することができる かどうかは、市町村の交付要綱の規定によるが、活動組織に対する交付金の早期交付 の観点から、極力そのような交付が可能となるよう検討いただきたい。

68 複数の市町村に跨がって活動組織を形成する場合は、それぞれの市町村の促進計画に合致した内容であれば、実施区域で当該団体が事業を行う全ての区域を記載して1つの事業計画とし、複数市町村から認定を受けることも可能か。

複数の市町村に跨がって活動する活動組織については、それぞれの市町村の促進計画に基づいて1つの事業計画を作成し、それぞれの市町村の認定を受けることが必要である。その際は、それぞれの市町村における交付対象面積を区分して明らかになるよう留意する必要がある。

69 市町村経由の交付ルートに変更に伴う市町村跨ぎの組織に対する交付方法いかん。

それぞれの市町村の面積相当分について、各市町村が支払うこととなる。

(多面的機能発揮促進法第6条に基づき、市町村が定める促進計画に定められた区域内で多面的機能発揮促進事業を実施しようとする活動組織は、同法第7条に基づき、当該促進計画を作成した市町村に事業計画の認定を申請することが出来る。この事業計画に基づき市町村から交付金が交付されることから、関係市町村毎で対象面積分を交付されることとなる。)

# 11. 活動の実施

[機械の購入・外部委託等について]

70 作業委託や大型草刈機の購入などに使えるのか。

農地維持支払又は資源向上支払の使途において、

- ① 作業委託等の外注については、当該活動が規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は可能としており、
- ② 機械の購入については、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、機械の利用回数や期間、価格を踏まえ、レンタルする場合の条件と比較して判断する

こととなる。

### 71 汎用性が高い機械を購入してもよいのか。

- 1 多面的機能支払交付金で購入した機械を地域活動指針に位置づけられた共同活動の実施以外の用途に使用した場合、要綱別紙1第10の1の(2)又は要綱別紙2第10の1の(2)に規定する目的外使用に該当する可能性が高く、これらに該当した場合、交付金返還となる。
- 2 よって、汎用性の高い機械の購入は極力避けるか、あるいは、目的外使用がなされないよう徹底するものとする。
  - 72 機械は分割払いで購入してもいいのか。また、その際に発生する利息につい て、多面的機能支払交付金の使途の対象としてよいか。
- 1 分割払いで購入することができる。また、利息についても多面的機能支払交付金の使途の対象とする。
- 2 なお、購入する際には、機械の使用回数、使用期間、価格、レンタルした場合の条件などを考慮し、活動組織内で協議の上、購入を判断することが必要である。
- 3 また年度を跨ぎ、分割払いをすることも可能である。
- 73 外注する際の工事費用、発注方法の妥当性をどのように確保すればよいのか。
- 1 工事費用は、専門業者からの見積徴収等により算出する。なお、地域における積算 基準等もあるので、市町村、土地改良区等へ相談されたい。
- 2 なお、市町村あるいは都道府県単位で契約方法のルールを設定した場合はそのルールに沿って実施するものとする。
  - 74 工事を外注する場合に必要な測量、設計・積算の費用は、交付金の対象となるのか。また、これらを委託することは可能か。

資源向上支払の対象になる。また業務の委託も可能である。

75 事務の一部を委託できるとあるが、対象組織が自ら実施する必要があり、委託 することができないものは何か。 外注における施工業者の選定、契約や工事が完了したときの現地確認等の検査、内部監査、交付申請書の提出については、活動組織等が自ら実施する必要がある。

- 76 工事を外注する際の工法選定及び施工管理について、適切な実施が図られて いることをどのように確認すればよいのか。
- 1 工事の工法選定に際しては、専門家による助言を受ける他、市町村等施設管理者の 確認を受けるものとする。
- 2 工事の施工管理については、施設管理者が求める基準等がある場合には、それに沿って、施工管理を行うものとする。
  - 77 外注において、施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせる際に、どのような基準に準拠させるべきか。

準拠させるべき施工管理基準等については、施設管理者等に確認して、必要な基準 を適用していただきたい。

### [会計経理等]

- 78 農地維持支払と資源向上支払の活動を同日に行う場合の会計区分の考え方いかん。農地維持支払と資源向上支払は、会計を区分する必要があるか。
- 1 農地維持支払と資源向上支払(共同活動)に合わせて取り組む場合には、両支払の経理を一つのもとして行うことができる。
- 2 一方、両支払に加えて、資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合には、当該支払 については、施設の補修、更新等に伴う財産処分等を行う必要があることから、区分 して経理を行うことになる。
- 79 「農地維持支払」と「資源向上支払」の両方に取り組む場合、2つ通帳を作 らなければならないのか。

農地維持支払と資源向上支払(共同活動)の経理は、一つにまとめて行うことができるが、資源向上支払(長寿命化)の経理は、金銭出納簿を区分して行う必要がある。なお、通帳については必ずしも分ける必要は無い。

80 対象組織において、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金(共同)、資源 向上支払交付金(長寿命化)の相互の流用は可能か。

対象組織において、交付金の流用を行うことはできない。ただし、農地維持支払の活動を前提として、資源向上支払(共同活動)、資源向上支払(長寿命化)の活動を 農地維持支払により実施するなど、弾力的な運用が可能である。

#### 81 農地維持支払および資源向上支払は持越が可能か。

- 1 対象組織が活動期間内に計画的に活動ができるよう、農地維持支払及び資源向上支払において、活動組織内での交付金の持越が可能である。
- 2 対象組織においては、
  - ① 活動期間における支出計画に基づき、毎年度、交付金の執行を行い、次年度以降 に必要とされる交付金については、毎年度、市町村長に提出する実施状況報告書に 次年度持越額及びその使用予定等記入した上で、翌年度以降に持ち越して使用し、
  - ② 活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じた場合は、当該残額を市町村に返還する。
  - ③ ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに市町村の事業計画の認定を受けて農地維持活動等を継続する組織は、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は事業計画の認定に基づく多面的機能支払交付金の経理に含めて活用が可能としている。
- 3 特に③を適用する場合は、対象組織が抱える交付金がいたずらに膨らむことにならないよう、市町村が責任を持って、持越金の使途の見込みを確認することとする。

#### 82 対象組織に交付金が交付された後、個人に支払っても良いのか。

交付金は、農地、水路、農道等を共同で保全管理するコストに対して対象組織に支払うものであり、活動計画書に記載された活動に要する経費に充てることができることから、個人が草刈りや泥上げ等に出役した場合の日当として支払うことが可能である。

- 83 日当について、活動記録を省略し、交付金を構成員が所有する農地面積に応じて分配する方式をとることは可能か。
- 1 多面的機能支払交付金は、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動のコスト に着目して支援を行うものであるため、活動の記録を行わず、構成員が所有する農 地面 積の割合に応じて交付金を分配する方式は不可能である。
- 2 ただし、すべての活動について構成員全員が一同に集まって活動することが難しく、これまでも地域資源の保全管理を地域の役割分担に基づいて活動する日時や範囲を分けて行っており、農地面積当たりの作業量を勘案して支払うことが妥当な場合は、地域の平均的な日当等の実例に基づき単位面積当たりの活動に要するコストを算出した上で、農地面積当たりの作業量を勘案して日当を支払う方式も構成員の合意により、可能である。(ただし、この場合も活動の記録は必要。)

#### 84 日当の単価はどのように決めればよいか。

日当の単価は地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定していただきたい。

- 85 日当支払い分については「領収書」ではなく、活動月日や活動内容、活動時間 などと支払額を明記した「活動明細書」に「受領印またはサイン」をもらう方式でも よいか。
- 1 構わない。
- 2 なお、日当等の支払を金融機関からの振り込みで行う場合、振込の対象者氏名及び振込先を当該金融機関が証明する書類を領収書として扱い保管することで替えることも可能である。
  - 86 自治会などの団体の構成員が活動に参加した場合、構成員に対する日当を団体 の長などに一括支払いすることは可能か。

一括して受け取った者からの領収書(一括払いの合計額)のほか、支払額の根拠 資料として、当該団体からの参加者の氏名、活動時間及び日当単価などを整理する 場合は、団体の構成員に対する日当を団体の長や、団体の当日の責任者などに一括 支払いすることは可能である。

- 87 対象組織の構成員として、例えば、自治会が参画しており、活動組織の総会等で定められた構成員の役割分担に従い、自治会が花の植栽を行う場合、当該活動の対価として自治会に費用を支弁することは可能か。
- 1 対象組織内の役割分担に応じて、活動に必要な経費を支弁することは可能である。
- 2 ただし、この場合、証拠書類として活動組織からの支払に対する自治会からの領収書のほか、資材等の領収書、日当の算出根拠(日報)等を要領第1の15の証拠書類として保管するものとする。(詳細は平成27年6月19日付け事務連絡を参照)
  - 88 共同活動に子供会が参画する場合、個々の児童に日当を支払うことは可能か。

共同活動に参画した児童に対し、社会通念に従い参加記念品や参加粗品を渡すことは妨げないが、児童が労働の対価として報酬を受けることについては、関係法令等に従って、適切に対応する必要がある。

89 対象組織の構成員が個人的に交付金を立替えることは可能か。

可能である。ただし、個人が立替えて支出した際の領収書及び活動組織等が個人に支払った際の領収書を証拠書類として保管しておくことが必要である。

- 90 対象組織が、資源向上支払(長寿命化)の交付決定後、概算払い前に活動を 行う場合、対象組織の自己資金による立替払いは可能か。また、農地維持支払、資 源向上支払(共同活動)による立替払いは可能か。
- 1 交付決定後、対象組織の自己資金による立替払いは可能である。ただし、原資については、金銭出納簿上では収入として整理し、支出内容についても整理する必要がある。
- 2 なお、農地維持支払交付金及び資源向上支払(共同活動)交付金を立替払いに使用することはできない。
  - 91 交付金の対象活動は、交付決定日(もしくは事業計画の認定日)以降の活動となるのか、又は、年度当初からの活動となるのか。
  - 1 活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動 も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した農地維持支払又は資源向上支 払の対象活動を支援の対象としている。

- 2 この場合、交付決定前の活動の実施状況について、活動記録や領収書等を残して おくことが必要である。
- 92 対象組織は、印紙税法において非課税法人に該当するのか。

印紙税法第5条第二号では「別表第二に掲げる者が作成した文書」には印紙税を 課さないとあり、この非課税法人の表に活動組織等は該当しないことから、活動組 織等側の契約書には収入印紙が必要となる。

- 93 対象組織が人格のない社団とみなされた場合、課税上どのような取扱いとなるのか。
- 1 法人税法上、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについては人格のない社団等として定義され(法人税法第2条第8号)、法人とみなして法人税法の規定を適用する(同法第3条)とされている。
- 2このため、活動の中で物品の販売等を行い収益をあげる場合は課税の対象となり得る。 (同法第7条)
- 3 また、所得税法上、源泉徴収(所得税法第 183 条)や源泉徴収票の作成等(同法第 226 条)が求められる場合がある。
  - 94 活動中の物損事故について、その復旧費は交付金の対象となるのか。
- 1 可能である。
- 2 ただし、活動実施中に事故が発生することが想定される場合は、あらかじめ保険に加入することを推奨する。

### 12. 実施状況の報告・確認

95 実施状況報告書は何月何日から何月何日までの共同活動を記載するのか。

毎年度、4月1日から翌年の3月31日までに行われた活動を当該年度の活動として記載し、報告するものとする。

- 96 活動は4月から始まるため、当該年度の活動を実施するための点検、機能診断及び計画策定を前年度中に実施した場合、当該年度の実施状況報告書に記載(チェック)してもよいか。
- 1 構わない。
- 2 ただし、「農村環境保全活動」の「啓発・普及」については当該年度に実施した物ののみを実施状況報告書に記載(チェック)するものとする。
  - 97 実施状況報告書の年度収支実績の「5次年度持越」の備考欄に記入した持越額の使用予定の内容は、必ず実施しなければいけないのか。
- 1 備考欄に記入した内容は、あくまでも次年度以降の使用予定であることから、実際の活動の際に内容の変更はありえる。ただし、持越額を実際にどの活動に使用したかについては、整理しておくことが必要である。
- 2 なお、ここで整理というのは、持越額を事細かにどの活動にどのくらいの額を使用したのかを整理するのではなく、主な活動の使用内容について、持越額の使用予定を記入するのと同程度の内容の整理で構わない。

(例:H○○年○月ため池の補修に使用など)

### 13. 交付金の返還

98 要綱別紙1の第10の2及び要綱別紙2の第10の2に、「対象農用地が転用等により減少した場合」とあるが、転用以外で対象農用地から除外することも含まれるのか。

含まれる。(例えば、活動計画書に遊休農地を位置付けて保全管理することとしていたが、特別な事情により、遊休農地の一部について、耕作可能な状態に保全管理することが困難と認められる場合に、当該遊休農地を対象農用地から除外する場合などが該当する。)

- 99 自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は交付金の返還を免除することとなっているが、具体的にどのような理由が該当するのか。
- 1 「自然災害その他やむを得ない理由」は、ケースごとに国と当該地方公共団体が 協議して判断することとなるが、例えば、
- ・豪雨、洪水、地すべり、地震等により計画段階で予定した普及・啓発活動や実践活動ができなかった場合
- ・希少種の発見、鳥の営巣などにより、計画段階で予定した泥上げ等の実践活動ができなかった場合
- ・害虫の異常発生などにより、計画段階で予定した農村環境保全活動の植生による水質 保全ができなかった場合
- ・湧水量の減少などのために、計画段階で予定した農村環境保全活動の、生態系に配慮 した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供が実践活動まで取り組めなかっ た場合

には、外部条件の変化によるものであり、「やむを得ない理由」に相当すると想定される。

- 2 また、対象農用地について、土地収用法に基づき収用若しくは使用を受けた場合、 又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売り渡し若しくは使用さ せた場合や、農業用施設用地等とした場合も同様に「やむを得ない理由」に相当する。
- 3 なお、耕作者の死亡に伴う認定農用地又は対象農用地の減少も「やむを得ない理由」に該当するが、本支払は、地域が共同で農地・農業用水路等の資源を保全管理するものであるため、農業者が死亡し、耕作が継続できない農用地であっても、相続人の了解があれば遊休農地発生防止のための保全管理など共同活動を行うことは可能であることから、相続人も含め当該農用地の取扱いについて、地域内で話し合っていただきたい。

100 前問において「農業用施設用地等とした場合も同様に「やむを得ない理由」に相当する。」とあるが農業用施設用地等の「等」について、具体的にはどのようなものか。

新規就農者の住宅に供するため農地転用を行った場合等が該当する。

- 101 要領第1の16の(1)の「やむを得ない理由」に該当する転用が発生した場合の、当該年度の交付金の取扱いいかん。
- 1 市町村から対象組織に対する第1回目の交付通知(交付決定)以前に農振除外、転用許可、登記のいずれかがなされた場合には、活動計画書及び認定内容の変更を行った上で、対象農用地面積から転用面積を差し引いた農用地面積に応じた交付金を申請するものとする。
- 2 なお、第1回目の交付通知(交付決定)以降に農振除外等がなされた場合においては、当該年度の交付金についても返還の免責に該当することとするが、1と同様に活動計画書及び認定内容の変更を行う必要がある。
- 3 ただし、年度当初において事前に転用することが明らかな場合は、あらかじめ対 象農用地から除外しておくことが望ましい。
  - 102 対象農用地において、一時転用により砂利採取や工事用借地等が行われ共同活動ができない状況となる場合の取り扱いいかん。
- 1 工事用借地に関しては、土地収用法に基づき使用する場合や、収用適格事業の要請により使用する場合など「やむを得ない理由」に相当する場合があるため、各事例により判断するものとする。また、砂利採取など、一定の公益性を有しないと考えられる事例については、「やむを得ない理由」には該当しないと判断され、交付金返還の対象となる。
- 2 なお、いずれの場合においても、活動計画書の変更により対象農用地及び認定農用地の変更が必要である。
  - 103 土地収用法又は、収用適格事業の要請により収用される用地の代替地として 認 定農用地が農地転用された場合は、「やむを得ない理由」に該当するのか。

代替地が認定農用地内でなければならない理由があり、それを対外的に説明しうる書類が整理されている場合に限り、要領第1の16の(1)の「やむを得ない理由」に該当すると考える。

104 広域活動組織が多面的機能支払の対象活動を廃止したり、分割した場合に、 広域活動組織の設立等の支援(40万円/組織)は返還が必要か。

要綱別紙2の第4の4において、「広域化・体制強化された組織がその後本交付金に係る事業の実施期間中、要綱別紙1の第4の1に定める対象活動を行う」としており、多面的機能支払の活動の廃止や組織の分割をした場合、40万円/組織の支援は返還が必要となる。

### 14. 実施体制

### 105 都道府県及び市町村の役割は何か。

- 1 多面的機能支払においては、交付金額のうち、1/4を都道府県、1/4を市町村に負担いただくことになっており、
  - ① 都道府県は、本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、要綱基本 方針を策定するとともに、多面的機能支払推進交付金の推進組織推進事業の事 業実施主体を定めること
  - ② 市町村は、本交付金による取組が円滑に実施されるよう対象組織に対する事業計画の認定や交付金の交付、広域活動組織の広域協定の認定、活動の実施状況の確認等を行うこと

をそれぞれの役割としている。

### 106 土地改良区の役割は何か。

- 1 多面的機能支払が支援対象とする地域の共同活動は、土地改良区が担う土地改良施設の維持管理と密接に関係し、それと連携して取組を進める必要があると考える。
- 2 これまでの農地・水保全管理支払において、土地改良区は、活動組織が活動の対象とする施設の所有者や管理者として組織に参画するほか、施設の補修や長寿命化に関する技術指導、活動組織の事務等重要な役割を担っていただいていた。
- 3 このため、多面的機能支払でも、これまでの農地・水保全管理支払と同様に土地改良区には、活動組織への積極的な参画や、専門的な技術力や知見を生かした技術指導、活動組織の事務を行う等の支援が期待されるところである。

### 15. 多面的機能支払推進交付金

#### [多面的機能支払推進交付金]

- 107 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金、資源向上支払交付金)を活動組織に振り込む必要があり、この振込手数料を多面的機能支払推進交付金から充当することはできるのか。
- 1 多面的機能支払交付金のうち、国費を支払う場合の振込手数料は、推進交付金から支出するものとする。
- 2 また、国費と地方公共団体の負担する費用を一緒に振り込む場合についても、推進交付金から支出することを可能とする。
  - 108 推進交付金は、地方公共団体の職員の本俸に使えるのか。

使えない。

- 109 推進交付金を正規職員の超過勤務手当や臨時雇用の賃金に充てることは可能か。
- 1 推進交付金においては、本支払に係る事務に要する賃金として、正規職員の超過 勤務手当や、臨時的に雇用した者(嘱託や非常勤等の雇用形態は問わない)に支払 う実働に応じた対価が交付対象となる。また、推進事業の一部を外部に委託する場 合の委託費も交付対象となる。
- 2 正規職員の超過勤務手当に充てる場合は、その時間数、業務内容及び超過勤務を行わなければならなかった理由等について、整理されたい。なお、平成22年9月27日22経第960号「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を踏まえ、実働に応じた対価の支払となっていることの証拠書類(勤務時間、業務内容等)とともに、超過勤務や臨時雇用を行わなければならなかった理由を適切に整理することが必要である。
  - 110 正規職員の超過勤務手当及び臨時雇用の賃金に要する費用は、推進交付金の 交付対象経費となるとあるが、ここで示されている正規職員の定義いかん。

正規職員とは、推進組織の構成団体(都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等)の職員で、その構成団体により雇用され、給与を得ている職員を指す。

### 111 対象組織が存在しない市町村についても、推進交付金の交付対象となるのか。

交付対象となる。その際、市町村が定める促進計画において、多面的機能支払の実施を定めていることが必要となる。

112 複数の支払に取り組む組織や地域に対して説明を行う際、説明会に係る費用は多面的機能支払、中山間直接支払、環境直接支払のそれぞれの推進交付金でどのように費用分担すべきか。

面積割合など、対外的に説明できる客観的数字によって按分されたい。

113 土地改良事業団体連合会が情報提供している農地地図情報(水土里情報)の利用料は、多面的機能支払推進交付金の助成対象となるか。

農地地図情報の利用は、業務の効率的な運営に資するものと考えられるものであれば、その利用料を推進交付金の助成対象として差し支えない。ただし、複数の事業で使用する際などの利用料の費用負担区分が必要であることに注意されたい。

また、インターネット事業者との契約が新たに必要となる場合にあっては、多目的利用を排除した上での対応が必要である。

### [事務支援組織の法人化]

1 1 4 対象組織の事務を支援することとして設立した NPO は、他の活動を行うことは可能か。

当該 NPO は、国と地方からの交付金 40 万円に基づく対象組織の事務支援に加え、 自主財源によりその他の活動を行うことを妨げるものではない。

### 17. 法制化

- 115 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要いかん。
  - (①農地維持支払、②資源向上支払、③中山間地域等直接支払、④環境保全型農業直接支援を「日本型直接支払制度」として1つの法律に組み込むことになるのか。)
- 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成27年4月施行)は、平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直 接支払及び環境保全型農業直接支援からなる日本型直接支払の取組を「多面的機能発 揮促進事業」として法制化したものである。
- 2 本法律においては、
  - ① 法の基本理念
  - ② 基本指針の策定(大臣)、基本方針の策定(知事)、促進計画の作成(市町村長)
  - ③ 農業者の組織する団体等による、多面的機能発揮促進事業に関する計画(事業計画)作成及び市町村による認定
  - ④ 市町村の認定を受けた事業計画に基づく取組に対する国、都道府県及び市町村の補助や農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置

等について規定している。

#### 116 法制化のメリットいかん。

予算措置だけでなく、法律に根拠を有する制度とすることにより、安定した制度と して運営していくことが可能となるものと考えている。

#### 117 法制化によって制度内容が変わるのか。

法制化によって、平成26年度までの制度と大きく変更となる点は、以下のとおり。

- ① 国が基本指針作成、都道府県が基本方針作成、市町村が促進計画作成、農業者の 組織する団体等が事業計画作成を行うこと。
- ② 交付ルートが、国から都道府県及び市町村を通じて農業者団体等に交付するルートとなること。

### 118 「地域協議会」の今後の位置付けいかん。

多面的機能支払は、平成 27 年度からは法律に基づく事業として実施することとなるが、国が定める基本指針において、「これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要である」としており、多様な主体が参画していた地域協議会を基礎として、都道府県、市町村、活動組織等を支援する推進組織を位置付けるなど、本施策の円滑な推進が図られる仕組みとしている。

### 119 平成26年度に締結した多面的機能支払交付金の協定の扱いはどうなるのか。

平成26年度に市町村と締結した協定の内容は、市町村による事業計画の認定の際に引き継ぐことが出来るものとする。

### 18. その他

### [財産の管理等]

120 活動期間終了時点で、耐用年数が終了していない資機材等がある場合の取り 扱いいかん。

活動期間終了後も当該対象組織が適切に所有・管理を行うものとする。

- 121 対象組織が、土地改良区等の管理する施設の補修・更新等を実施し、工事の 実施後に施設の無償譲渡を行う場合、土地改良区等との工事に関する確認書の例(様 式第1-12号)における工作物の帰属について、施設の所有者、管理者と、施工や 無償譲渡に係る同意書等は必要になるのか。
- 1 工事に関する確認書をもって、土地改良区等の施設の所有者、管理者の意向の確認は行われているので、施工等に係る同意書は認定申請の手続きとしては求めない。
- 2 譲渡する場合は、その時期を明確にするために、譲渡契約を締結することが望ましいが、両者間の協議により関係書類の提出により譲渡とすることも可能。

122 法定外公共物の水路・農道について、底地は市に帰属するものの管理は地元 で行っている施設の更新等に取り組む場合、完了後、市に譲渡せず、引き続き地元 で管理する形で事業計画の認定をしてよいか。

多面的機能支払交付金を活用して新たに取得した施設について、引き続き集落で管理する場合は、市町村に譲渡する必要はないが、あらかじめ市町村とその旨を合意しておくことが必要である。なお、合意した内容については、事業計画の認定の際に、「工事に関する条件」として明示した上で、認定を行う必要がある。

(例:活動組織が実施する工事によって生じた工作物は、事業完了後においても活動組織が適切に管理するものとする。など)

- 123 対象組織が市町村の事業計画の認定又は土地改良区との「工事に関する確認書」に基づき譲渡を行う場合、どのような手続が必要となるか。また、事前に、どのような書類を整理しておくことが必要か。
- 1 対象組織は、「工事に関する確認書」等に基づき譲渡を行う場合、あらかじめ市町 村又は土地改良区と協議して決定した事務手続き等に基づき、できるだけ速やかに譲 渡等を行うこととなる。(書面等、譲渡を行ったことが明示的に分かるようにしてお くことが重要。)
- 2 また、対象は、譲渡に当たり、更新工事等により取得した工作物の所在、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成を行っておくことが必要。
  - 124 対象組織が保管する書類のうち「財産管理台帳」とは、どういった趣旨で作成するものか。

対象組織が新たに取得した財産等(活動項目の「更新等」メニューが該当)について、事業終了後も事業計画の認定等に基づき、定められた管理者が適切に管理していくために記録を行うものである。

- 125 市町村及び土地改良区以外(水利組合等)が所有している施設において活動を行い、対象組織が新たに取得した工作物等はどのように取り扱えばよいか。
- 1 市町村及び土地改良区の場合と同様、水利組合に譲渡することとなる。
- 2 その際、あらかじめ水利組合を含めた関係者間で、多面的機能支払交付金の実施に関する「工事に関する確認書」を締結しておくことが必要である。

### 多面的機能の増進を図る活動の考え方(案)

番号	区分	実施要領別記	多面的機能の増進を図る活動に該当する具体の 内容	取組量等
1	遊休農地の 有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 なお、遊休農地は活動計画書に位置付けられ ておらず、遊休農地発生防止のための保全管理 活動を行う農地についても、これらの活動を行 う場合に対象とする。	要件とする取組量(面積)はない。 毎年度、取組む場合に対象とし、全ての交付対象農 用地で単価を6/6とすることができる。
	農地周りの 共同活動の 強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の 設置や農地周りの藪等の伐採、農地 への侵入竹等の防止等、農地利用や 地域環境の改善のための活動を行う こと。	・農地周りの藪等の伐採。 ・農地周りの笹刈り、笹根の侵入防止策を講じる活動。 ・鳥獣害防止のための有害駆除について、ワナ 等による捕獲を行うこと(と殺含む)	要件とする取組量(延長等)はない。 鳥獣害防止対策施設の新設については、既存に同様 の施設がある場合であっても、新たに施設を設置する 場合は対象とする。 鳥獣害防止対策施設には、地域共同で管理する鳥獣 害防止のために設置する電牧柵を含む。 農地周りの藪等の伐採は、協定農用地区域外で協定 農用地に隣接する藪等の伐採も可能。ただし、地権者 に伐採の了解を得ることと、育林等を目的とした活動 は対象外。 毎年度、取組む場合に対象とし、全ての交付対象農 用地で単価を6/6とすることができる。
3	地域住民に よる直営施 工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、 そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行う こと。	を毎年度行うこと必要。 なお、直営施工の実施に向けた資格の取得、	直営施行は、毎年度実施する場合に該当し、実施延長等の制限はなく、全ての交付対象農用地で単価を6/6とする。 技術習得後に協定期間中において直営施行が行われない年度が発生した場合は、協定締結年度に遡及して1/6相当額を返還する。

## 多面的機能の増進を図る活動の考え方(案)

番号	区分	実施要領別記	多面的機能の増進を図る活動に該当する具体の 内容	取組量等
4		・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	水田やため池に雨水を貯留するための資材等の設置や畦畔・法面の整備を行うほか、雨水貯留を行う連絡体制を構築するなど防災・減災力の強化に向けた取組を新たに追加して行うこと。	協定期間内に全ての田の協定農用地の整備等を行うこととし、ため池は協定に位置付けた全ての施設で実施するもの。 毎年度、取組む場合に対象。 田んぼダムの取組は、連絡体制を確立とともに、既に貯留機能を増進する目的で落口桝等の整備が行われている場合は、今までに行っていない活動を更に全農用地を網羅して行う場合に対象となる。(新たに畦畔再築立を行う等)施設の整備が了した場合や大雨等が無い年度であっても、毎年度、広報活動、啓発活動、地域内の規制等の取り決めなどの普及・啓発活動に取り組む場合は対象。また、農用地等法面へのカバープランツの植栽、満切り(心土破砕含む)による降雨水の浸透促進などの「農地等の予防保全」の取組を対象とする。これらの活動に取り組む場合、地目や受益面積に関係なく、全ての交付対象農用地で単価を6/6とすることができる。
5	広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象)。 ※4に定める活動は「高度な保全活動」をいう。	実施要領別記に記載のとおり。 高度な農地な保全活動は次の各活動をいう。 (1) 農業用水の保全 ア 循環かんがいによる水質保全 イ 浄化水路による水質保全 ウ 地下水かん養 エ 持続的な水管理 (2) 農地の保全 ア 土壌流出防止 (3) 地域環境の保全 ア 生物多様性の回復 イ 水環境の回復 ウ 持続的な畦畔管理 (4) 専門家の指導	農地・水保全管理支払交付金(H25まで)に引き続き農村環境保全活動に2テーマ以上取組む活動組織にあっては、更に1テーマを追加して行う必要はない。追加に位置付けるテーマについても、計画策定、啓発・普及、実践活動をセットで行うものである。毎年度、2テーマ以上に取り組む場合に対象とし、全ての交付対象農用地で単価を6/6とすることができる

# 多面的機能の増進を図る活動の考え方(案)

番号	区分	実施要領別記	多面的機能の増進を図る活動に該当する具体の 内容	取組量等
6		・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 ただし、これらの活動は参加する医療・福祉 施設等の入所者等のメンタルヘルスケア等が図 られることを目的として行うものであり、共同 活動の担い手の確保に向けた活動ではないこと に留意のこと。	毎年度、1回以上、取組む場合に対象とし、全ての 交付対象農用地で単価を6/6とすることができる。
7	た農村コ ミュニティ	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	実施要領別記に記載のとおり。 ただし、神事・宗教に関わる活動は対象外。	毎年度、1回以上、取組む場合に対象とし、全ての 交付対象農用地で単価を6/6とすることができる。